

公益財団法人全日本剣道連盟 利益相反防止規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本剣道連盟（以下、「全剣連」という。）の運営及び事業の実施において、全剣連の評議員、役員、職員及び各種委員会の委員（以下「役職員」という。）等による利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、もって、役職員の全剣連における職務が公正に行われることを担保するとともに、全剣連の業務に対する信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、全剣連の役職員に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語は、次の各号の定義によるものとする。

(1) 利益相反（状態）

全剣連の役職員が全剣連の職務に従事する場合にあって、自己又は第三者に利益（金銭・地位・利権など利益の種類を問わない）をもたらす可能性がある状態をいう。利益相反となった状態を利益相反状態という。

(2) 利益相反行為

利益相反状態にある全剣連の役職員の行為のうち、自己又は第三者の利益を図り、もって全剣連の公益性を損なう恐れのある行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断するものとする。また、その行為の種類を問わない。

(3) 利益相反情報

全剣連の役職員につき、利益相反状態が存していることに関する情報のことで、個人情報を含むものとする。

(禁止事項)

第4条 全剣連の役職員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 全剣連における職務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与え

ること

- (2) 全剣連における職務を行うに当たり、指定活用団体（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）第20条第1項に基づいて指定された団体）の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対し、特別の利益を与えること。
- (3) 全剣連からの助成又は貸付を受ける団体（全剣連の団体会員並びに全国組織剣道関係団体を除く。）の理事、取締役、評議員、職員その他当該団体の意思決定に関与する権限を有する者となること
- (4) その他の利益相反行為

（自己申告）

第5条 全剣連の役職員は、選任、採用等によりその地位に就いた時及び新たな利益相反状態が生じた場合、利益相反に該当する事項の有無等について自己申告を行うものとする。

- 2 全剣連の役職員は、前項のほか、毎年6月と12月に利益相反に該当する事項の有無等について自己申告を行うものとする。
- 3 前2項に規定する自己申告は、次の各事項を記した書面または電磁的記録を提出することによって行うものとする。
 - (1) 自己が、全剣連が直接または間接的に助成または貸付を行う資金分配団体の理事、取締役、評議員、職員その他、当該団体の意思決定に関与する権限を有する者に該当するかどうか。該当する場合は、その関与の詳細及び当該団体からの収入の有無
 - (2) 全剣連が直接または間接的に助成または貸付を行う民間公益活動を行う団体の理事、取締役、評議員、職員その他の意思決定へ関与する権限の有無とその詳細並びに当該団体からの収入の有無
 - (3) 自身が、前2号以外の全剣連が直接取引を過去1年以内に行った法人（法人の種類を問わない）の理事、取締役、評議員、職員その他これらに準ずる当該団体の意思決定に関与する権限を有する者に該当するかどうか。該当する場合は、その詳細及び当該法人からの収入の有無。
 - (4) 自身以外に関する利益相反情報
- 4 利益相反防止に係る事務を所管する部署は、第1項及び第2項に規定する自己申告の内容の確認を行い、利益相反状態が存在する可能性があるかと判断される場合は速やかに詳細の調査及び是正に必要な措置を講ずるものとする。

- 5 第1項及び第2項に規定する自己申告の内容は秘密とし、原則として利益相反防止に係る事務を所掌する部署の職員、総務主幹、事務局長、役員及び倫理委員会の委員以外に漏らしてはならない。
- 6 全剣連は、第1項及び第2項に規定する自己申告で第3項第3号に該当する事項を申告した場合において、申告した内容をもとに申告者に不利益な意思決定をしてはならない。

(倫理委員会)

第6条 倫理委員会の組織及び運営等については、倫理委員会規程に定める。

- 2 会長は、利益相反に関する重要事項については、倫理委員会の助言を得た上で決定を行う。

(審議事項等)

第7条 次の事項は、倫理委員会の意見を受けた上で決定するものとする。

- (1) 全剣連、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体における利益相反に係る事案の適否
 - (2) 利益相反に関する規程類の改廃
 - (3) 契約規程に定める随意契約に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 2 利益相反防止を所掌する部署は、次の事項を倫理委員会に報告する。
 - (1) 契約規程に定める随意契約に関する事項
 - (2) 第5条に規定する自己申告の結果
 - (3) その他必要な事項

(調査等)

第8条 倫理委員会は、必要と認めるときは、当該利益相反に係る役職員に対し事情聴取、資料提出要求その他必要な調査をすることができる。

- 2 倫理委員会は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求めその意見を聴くことができる。

(審査結果)

第9条 倫理委員会が第7条第1項に掲げる事項を審議した結果、当該事案が改善を要すると判断した場合は、委員長は、当該利益相反に係る役職員に対し、改善勧告を行う。

- 2 前項の勧告を受けた役職員は、倫理委員会に対し、勧告を受けて行った事項を速やかに報告しなければならない。

附則

- 1 この規程は、令和3年3月4日から施行する。